

三次市教育委員会議案第 2 号

三次市民ホールの組織に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

三次市教育委員会教育長職務代理者 沖 田 稔

三次市民ホールの組織に関する規則の一部を改正する規則（案）

三次市民ホールの組織に関する規則(平成 2 6 年三次市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とし，第 3 条を第 4 条とし，同条の前に次の 1 条を加える。

（館長代理）

第 3 条 市民ホールに館長代理を置くことができる。

2 館長代理の任期は 1 年とし，教育委員会が任命する。

3 館長代理は，館長の事務を補佐し，館長に事故あるとき，又は館長が欠けたときは，その職務を代理する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，平成 2 7 年 5 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行日前においても，館長代理の任命のために必要な準備行為を行うことができる。